

大和市告示第98号

大和市シルバードライブチェック事業実施要綱を次のように定める。

平成29年4月10日

大和市長 大 木 哲

大和市シルバードライブチェック事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢運転者（70歳以上の者であって、自動車運転免許を取得しているものをいう。以下同じ。）の自動車の運転を映像等で記録するドライブレコーダーを利用した安全運転診断（以下「シルバードライブチェック」という。）を実施することにより、高齢運転者の交通事故対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) データ ドライブレコーダーにより撮影され、収集した画像及び音声（電磁的記録媒体等に記録されたものを含む。）をいう。
- (2) 管理責任者 ドライブレコーダー及びデータを管理する者をいう。
- (3) 操作取扱者 ドライブレコーダーの操作、データの解析並びに運転についての診断及び助言を行う者をいう。

(管理責任者等)

第3条 市長は、ドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者等の該当職員及び事務内容については、別表第1のとおりとする。

(実施方法)

第4条 この事業（以下「本事業」という。）は、シルバードライブチェックを受けることを希望する高齢者（以下「申込者」という。）に対し、ドライブレコーダーを無償で貸し出し、申込者が運転する車両において撮影したデータを操作取扱者が確認し、診断及び助言を行う方法により実施する。

(対象者)

第5条 本事業の対象は、市内に住所を有する高齢運転者とする。

(診断の申込手続等)

第6条 申込者は、シルバードライブチェック申込書を市長へ提出しなければならない。この場合において、申込者は、自動車運転免許証を提示しなければならない。

(遵守事項及び誓約書の提出)

第7条 申込者は、シルバードライブチェックを受けるに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全運転の診断において、操作取扱者の指示に従うこと。
- (2) ドライブレコーダー及びデータを本事業以外の目的で使用しないこと。
- (3) データを複製しないこと。
- (4) 申込者の行為に起因する事故により生じた損害は、自己の責任において解決すること。
- (5) ドライブレコーダーを破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償すること。
- (6) データに係る権利は、市に帰属することを承認すること。
- (7) 法令の規定に基づき、市がデータを外部へ提供する場合があることを承認すること。

2 申込者は、前条の申込手続を行う際に、前項に掲げる事項を遵守する旨の誓約書に署名し、市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第8条 市長は、第6条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査のうえ、適否を決定し、シルバードライブチェック実施承認通知書又はシルバードライブチェック実施不承認通知書により、申込者に通知するものとする。

(貸出期間等)

第9条 ドライブレコーダーの貸出期間は、貸出日から起算して原則10日間とし、ドライブレコーダーを貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)は期間内に市長へドライブレコーダーを返却しなければならない。

(診断及び助言)

第10条 市長は、利用者の運転特性の診断を行ったうえで、ヒヤリハット(重大な災害又は事故には至らないものの直結してもおかしくない一歩手前の事例をいう。)に該当するデータ等を示し、利用者の安全運転に資する具体的な助言を行うものとする。

2 前項の診断及び助言は、操作取扱者が行うものとする。

(データの廃棄)

第11条 市長は、前条の診断及び助言を行った後は、次に掲げる場合を除き、直ちにデータを廃棄するものとする。

- (1) 法令等に基づき保管が義務付けられる場合

- (2) 検察官、検察事務局又は司法警察職員から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
(データの取扱い等)

第12条 管理責任者は、データの取扱いについて、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 操作取扱者以外の者のデータの閲覧及び持出しを禁止すること。
- (2) データは、電磁的記録媒体等にパスワード等の設定をし、漏えい、改ざん及び不正利用を防止すること。

2 データの解析は、管理責任者又は操作取扱者が行うものとする。

(データの利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合にデータを利用するものとし、これ以外の目的に利用してはならない。

- (1) 利用者の運転時におけるヒヤリハットに係る情報の収集
- (2) 利用者の安全運転に資するための診断及び助言への活用
(データの外部への提供)

第14条 市長は、法令の規定に基づく場合を除き、データを外部へ提供してはならない。

2 市長は、法令の規定に基づき、データを外部へ提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部へ提供した年月日及びその時間
- (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
- (3) 目的及びその理由
- (4) 当該データの内容

3 市長は、データを外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) データを適正に管理すること。
- (2) 目的外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
- (3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかにデータの消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

(その他)

第15条 データに関する取扱いは、この要綱に定めるもののほか、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）及び大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市規則第38号）の規定によるものとする。

(様式)

第16条 この要綱の規定により使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職名	該当職員	事務内容
管理責任者	道路安全対策主管課の長	<ol style="list-style-type: none">1 ドライブレコーダー及びデータを管理し、ドライブレコーダーの操作及びデータの解析並びに操作取扱者の指名を行うこと。2 ドライブレコーダー及びデータの稼働状況を常時適正な状態に保つこと。
操作取扱者	大和市交通安全教育専門員	<ol style="list-style-type: none">1 管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作し、データの解析を行うこと。2 利用者の運転に係る診断及び助言を行うこと。

別表第2（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	シルバードライブチェック申込書	第6条
第2号様式	誓約書	第7条
第3号様式	シルバードライブチェック実施承認通知書	第8条
第4号様式	シルバードライブチェック実施不承認通知書	第8条